○関東地方整備局告示第三百九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山梨県南巨摩郡身延町波木井字古屋敷二六八一番一から同町波木井字古屋敷二七八七番一まで	前	八三・六四～一一八・二四メートル
	後	八三・六四～一一三・三二メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	山梨県南巨摩郡身延町波木井字坂日向二五二六番一から同町波木井字古屋敷二七八二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十一月二十日

○関東地方整備局告示第四百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月十九日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第二千九十五号和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道事業荒川右岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十六年十二月二十四日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第四百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月十九日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第六百六十五号草加都市計画、越谷都市計画、川口都市計画、さいたま都市計画、春日部都市計画、幸手都市計画、蓮田都市計画及び上尾都市計画下水道事業中川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年三月二十九日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　昭和四十八年建設省告示第六百六十五号、昭和四十九年建設省告示第千二百十三号、昭和五十五年建設省告示第八十五号、昭和五十六年建設省告示第千百二十五号、昭和五十八年建設省告示第千七百二号、昭和五十九年建設省告示第六百二十号、昭和六十三年建設省告示第二千百四十二号、平成三年建設省告示第六百九十七号、平成四年建設省告示第三百十三号、平成六年建設省告示第千六百四十六号、平成九年建設省告示第千五百十六号、平成十年建設省告示第千二百六十号、平成十二年建設省告示第三百八十一号、平成十四年関東地方整備局告示第三百六十二号、平成十五年関東地方整備局告示第百六号、平成十七年関東地方整備局告示第二百四十八号、平成十八年関東地方整備局告示第四百六十三号及び平成十九年関東地方整備局告示第三百四十七号の事業地のうち、埼玉県春日部市豊町二丁目及び三丁目、谷原一丁目、二丁目及び三丁目、大沼一丁目、二丁目、三丁目及び七丁目並びに谷原新田を削り、春日部市中央八丁目、大沼四丁目、南二丁目及び五丁目並びに増田新田、八潮市中央一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、大字二丁目並びに大字上馬場地内において事業地を変更する。

○関東地方整備局告示第四百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月十九日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千六百二十九号東松山都市計画及び小川都市計画下水道事業市野川流域下水道

三　事業施行期間　自平成元年十月三日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成元年建設省告示第千六百二十九号、平成五年建設省告示第千百八十八号、平成九年建設省告示第千百八十九号、平成十二年建設省告示第三百八十号、平成十四年関東地方整備局告示第三百六十一号、平成十七年関東地方整備局告示第百六号及び平成二十年関東地方整備局告示第百一号、平成十七年関東地方整備局告示第二百四十六号及び平成二十年関東地方整備局告示第百六十七号のうち、埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字又五良を削る。

使用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号及び三百六十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
富山市庵谷字山口一七八番三から同市檜原字中島一三七二番一まで	前	A　八・六〇～九三・八〇メートル B　一〇・五〇～一三六・五〇メートル	A　三・〇四二キロメートル B　三・二四七キロメートル
	後	A　八・六〇～九三・八〇メートル B・C　一〇・五〇～一三六・五〇メートル	A　三・〇四二キロメートル B　三・二四七キロメートル C　三・五〇二キロメートル

上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所